

当医院からのご案内

当医院は、以下の施設基準に適合している旨を厚生労働省中国四国厚生局に届け出を行っています。

□歯科点数表の初診料注 1 に規定する施設基準【歯初診】

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

□医療情報習得加算【医情】に関する施設基準

当医院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者さんの薬剤情報等を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。

□医療 DX 推進体制整備加算【医療DX】に関する施設基準

当医院では、オンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

□歯科外来診療医療安全対策加算 1【外安全 1】に関する施設基準

当医院には、医療安全に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

□歯科外来診療感染対策加算 1【外感染 1】に関する施設基準

当医院では院内感染管理者を配置し、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

□歯科治療時医療管理料【医管】

患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等全身的な管理体制をとることができます。

□歯周組織再生誘導手術【GTR】

重度の歯周病により歯槽骨が吸収した部位に対して、特殊な保護膜を使用して歯槽骨の再生を促進する手術を行っています。

□クラウン・ブリッジ維持管理料【補管】

装着した冠（被せ物の一部）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

□CAD/CAM冠【歯CAD】及びCAD/CAMインレー【CADin】

CAD/CAMと呼ばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて制作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

□歯科技工士連携加算1【歯技連1】及び歯科技工士連携加算2【歯技連2】に関する施設基準

患者さんの補綴物作製に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施します。

□歯科口腔リハビリテーション料2【歯リハ2】

顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を作製し、指導や訓練を行っています。

□歯科訪問診療の注15に規定する基準

通院が困難な在宅療養を行っている患者さんの居宅等への訪問診療を行っています。

□小児機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算【口管強】の施設基準

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能等の管理を含むもの）、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に係る研修を全て終了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。

▼当医院は保険医療機関です。

▼当医院では個人情報保護に努めています。問診票、診療録、検査記録等の個人情報情報は治療目的以外には使用いたしません。

▼義歯は6か月再作製できません。入れ歯（同一のもの）を新しく作った後、6か月間は新たに作り直すことはできません。他院で作った入れ歯についても同様です。

▼通院が困難な患者さんには訪問診療を行っています。

▼当医院は敷地内禁煙としています。